

## 第37回全国公民館研究集会 in 鳥取補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、第37回全国公民館研究集会 in 鳥取補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、全国の公民館関係者が集い、実践活動の紹介や研究協議を通して共に学び合う「第37回全国公民館研究集会 in 鳥取」（以下「研究集会」という。）を円滑に開催することにより、公民館の運営のより一層の充実・発展を目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、第37回全国公民館研究集会 in 鳥取実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実行委員会が行う研究集会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費の額とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費から補助対象事業に伴う収入（国、県、各種団体等の負担金など、その他特定財源により充当される額とし、本補助金を除く。）の額を控除した額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付の申請は、鳥取市長（以下「市長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期)

第8条 本補助金の交付の決定は、実行委員会の活動が円滑に行われるよう、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第3号の市長が別に定める場合とし、同項の規定による着手届の提出を要しないものとする。

(本補助金の概算払)

第10条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定により全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に定める実績報告は、研究集会の終了から翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

様式第1号（第7条、第11条関係）

第37回全国公民館研究集会 in 鳥取事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

様式第2号（第7条、第11条関係）

第37回全国公民館研究集会 in 鳥取収支予算(決算)書

収入の部

(単位:円)

科目	金額	摘要
計		

支出の部

科目	金額	摘要
計		